

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日に休むときは、翌日とする)

## 目 次

◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

豚等の移入の禁止(畜産課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(農村整備課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

都市計画事業の認可(〃)

都市計画法第六十六条による告示(〃)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

◇選管告示

政治団体の設立の届出

◇公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

### 鳥取県告示第九百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
梅沢産婦人科医院	鳥取市南吉方三丁目五二二	平成四年十二月一日
医療法人元町病院	境港市上道町一八九五一一	〃
川西歯科医院	倉吉市西倉吉町二一	〃
音田歯科医院	東伯郡東郷町大字旭七七二二	〃
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一三一一	〃
トーゴー薬局	倉吉市山根五八二一一	〃
津村薬局	倉吉市山根六〇三一	〃
民本医院	米子市旗ヶ崎七丁目二五一一	平成四年十二月三日

瀧田小児科医院	鳥取市湖山町北四丁目八一八 一	平成四年十二月六日
井奥産婦人科医院	倉吉市仲ノ町七七〇	"
池原整形外科医院	米子市日原八〇四一二	平成四年十二月八日
岸歯科医院	鳥取市米広温泉町一六三	平成四年十二月十二日
谷口歯科医院	東伯郡羽合町大字久留一八一	平成四年十二月十三日
横浜小児科内科医院	鳥取市覚寺五六一一	平成四年十二月一日
栄町クリニック	鳥取市栄町二一一一二	"
ひまわり内科クリニック	鳥取市雲山二四三三三八	"
つくだ医院	倉吉市中江三二七三三	"
ひまわり薬局	東伯郡大栄町大字瀬戸五三一 三	"

鳥取県告示第九百四十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）  
 第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお  
 それがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

熊本県球磨郡の区域

鳥取県告示第九百四十二号

船岡町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）隼福地  
 区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水）の認可申請については、審査  
 した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五  
 号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定によ  
 り告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期  
 間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十三号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）上米積地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十四号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）上米積地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定した

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十五号

次の開発行為に関する工事が完成したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年二月二十六日 鳥取県指令受鳥土維第五百六十二号

二 工区に含まれる地域の名称

鳥取市徳尾字常念田、字開発及び字割符(第二工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町新通り二丁目二五一

有限会社鳥取住宅工業

代表取締役 森 泰造

鳥取県告示第九百四十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年四月二十一日 鳥取県指令受鳥土維第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡八東町大字北山四八

小林電器株式会社

代表取締役 小林群之助

鳥取県告示第九百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路路事業 三・六・二号旧袋川通り左岸線

三 事業施行期間

平成四年十二月十五日から平成九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市弥生町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第九百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用

する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり告示する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・八号宮下十六本松線及び三・五・六号大工町土居叶線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 平成二年建設省告示第五百二号の事業地のうち鳥取市南吉方一丁目、富安一丁目及び富安二丁目地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第九百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成四年十二月九日次のとおり指定したので、建築

基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 鳥取市湖山町北二丁目三〇三―一 ほくしん株式会社 代表取締役 蒲生幹雄	道路の位置の指定場所 倉吉市伊木字土手根二七〇―二の一部及び二七八―四	道路の幅員及び延長 幅員 六・〇〇メートル 延長 六六・六〇メートル
---------------------------------------------------------	----------------------------------------	------------------------------------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成四年十二月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称 西垣ただよし後援会	代表者の氏名 米山 潔	会計責任者の氏名 山下 政義	主たる事務所の所在地 岩美郡岩美町大字浦富一〇三九	届出年月日 平成四年十一月二十五日	備考 その他政治団体
----------------------	----------------	-------------------	------------------------------	----------------------	---------------

鳥取県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成四年十二月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 平成3年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 藤原よしはる後援会

報告年月日 平成4年11月2日

1 収入・支出の総額		2 収入・支出の内訳	
(1) 収入総額	133,900円	(1) 収入の内訳	
ア 前年繰越額	0円	寄附（内訳別掲）	
イ 本年収入額	133,900円	法人その他の団体からの寄附	133,900円
(2) 支出総額	133,900円	合 計	133,900円
		〔寄附の内訳〕	
		法人その他の団体からの寄附	

その他 133,900円

② 支出の内訳

政治活動費	
機関紙の発行費	133,900円
その他の事業費	133,900円
宣伝事業費	133,900円
合 計	133,900円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第百十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年十二月十五日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 敏 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機	CRプレイス	株式会社大一商会

〃	プレイス2	〃
〃	シーソー3	〃
〃	ワイドワグラーム2	京楽遊業株式会社
〃	CRジャパネスク	〃
〃	フットネス2	〃
〃	ゲービー物語	株式会社平和
〃	雄取伝説	〃
〃	夢人想P-3	株式会社ソフナイア
回胴式遊技機	CHERRY BAR	エレクトロコインジヤパン株式会社

鳥取県公安委員会告示第百十九号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり遊技機の型式の検定を取り消したので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年十二月十五日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

一 検定を取り消した遊技機の種類、型式及び製造業者名

1 遊技機の種類 回胴式遊技機

2 型式 リノ

3 製造業者名 ニイガタ電子精機株式会社

二 検定取消年月日

平成四年十二月十五日